

議員提出議案第11号

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年 3月28日

提出者

6番	筒井孝尚	7番	秋家聡明
16番	安西俊一	21番	清水忠
23番	佐藤ゆうだい	24番	米山真吾
29番	上村やす子	30番	向江すみえ
31番	三小田准一	32番	中村しんご
34番	牛山正	35番	荒井彰一
37番	倉沢よう次		

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

父子家庭が年々増加する中であって、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えているが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差があるのが現状である。

児童扶養手当法改正により平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることになった。

しかし、このほかの母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられない状況である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、現在、対象が母子家庭に限られている諸制度について、父子家庭も対象とするよう改善を行うとともに、下記の項目について速やかに実施するよう強く求めるものである。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること

- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象については、父子世帯への拡大も検討すること
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。